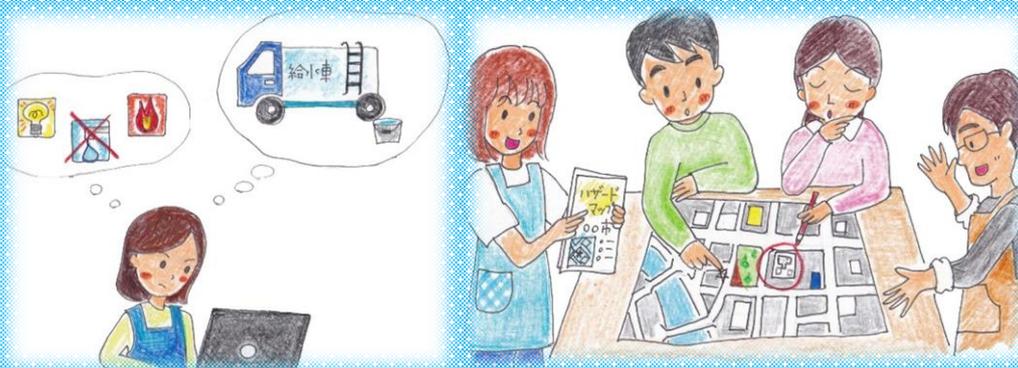
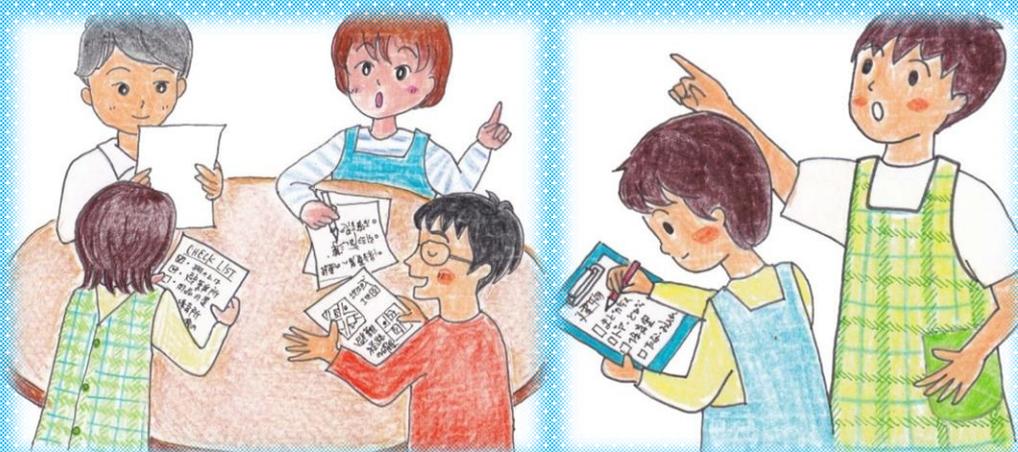


大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き 本編 2

大阪市内の保育所等における 防災マニュアル作成の手引き



大阪市こども青少年局
令和5年1月

「大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き」の構成

本手引きは、以下の3部構成となっています。

※この冊子は **本編2** です。

本編1 大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン

令和4年12月に本市において策定したもので、大阪市内の保育所等における、災害への備えや臨時休園の判断基準など、災害時の基本的な対応について定めたものです。

本編2 大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き

施設において、ガイドラインの内容を踏まえた防災マニュアルの作成にあたり、すでに作成されている「非常災害対策計画」及び「避難確保計画」の様式をベースとして、追加で作成すべき項目等を整理して示しています。

資料編 防災マニュアル作成の心得 ～こどもたちの安全のために～

防災マニュアルには、災害発生時に職員が的確に行動できるよう、様々な項目を規定する必要がありますが、①事前の対応（備える）、②発生時の対応（命を守る）、③事後の対応（立て直す）、と災害発生前後に分けて整理することで、取り組むべきことが整理しやすくなります。資料編は、災害対応をこれらの時系列で整理し、マニュアル作成に役立つ情報やポイント、過去の災害に関連したコラムなどを盛り込んだものとなっています。マニュアルの作成や見直しの際に参考にいただき、更に施設内研修の資料や読み物としても広くご活用ください。

はじめに

大阪市では、令和4年12月に「大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン」を策定しました。このガイドラインは、大阪市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）における、災害への備えや臨時休園の判断基準など、災害時の基本的な対応について定めたものですが、施設においては、災害の規模や立地条件等によって被害状況も異なることから、それぞれの状況に応じた防災マニュアルを作成いただく必要があります。

「大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き」は、施設で防災マニュアルを作成されるにあたり、必要な様式例や役に立つ情報等をまとめたものです。いざ災害が起きた際に、慌てず、迅速かつ的確に判断し対応するためには、施設の状況に応じた実効性のあるマニュアルを作成し、職員一人ひとりが内容を理解しておくことが大切です。

この手引きを活用し、災害発生時の具体的な対応、手順、役割分担及び避難の備え等を職員で話し合い、施設において防災マニュアルを作成のうえ災害に備え、保育所等の災害対応力の強化に努めてください。

もくじ

本編 2

1 施設における防災マニュアル作成の手順	2
2 臨時休園と保育再開の判断基準	8
3 防災マニュアルの見直しについて	12
4 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）	13
「非常災害対策計画」記入例	21
「非常災害対策計画」ひな型	35
「避難確保計画」ひな型	48
「業務継続計画（BCP）」資料	58
その他資料	63

- 1 施設における防災マニュアル作成の手順**
- 2 臨時休園と保育再開の判断基準**
- 3 防災マニュアルの見直しについて**
- 4 業務継続計画
(BCP : Business Continuity Plan)**

1 施設における防災マニュアル作成の手順

1-1 防災マニュアルとその他のマニュアル・計画との関係

「保育所保育指針」には、施設において災害対策に関するマニュアルを作成すること、定期的に避難訓練を実施すること、事前に保護者等への連絡体制や子どもの引き渡し方法等について確認しておくこと等の規定があり、これに基づき、施設においても防災マニュアルを作成していただいているところです。

また、そのほかにも、すでに関係法・省令等の定めにより、災害対策を内容に含むマニュアル・計画を作成していただいています。

主な既存のマニュアル・計画と、今後作成が必要となるマニュアル・計画は以下のとおりです。

表1 各種マニュアル及び計画

	マニュアル・計画	説明
すでに作成済	防災マニュアル	・「保育所保育指針」等の定めにより、施設において作成されている。 ・ガイドラインの策定を受け、内容を追加する必要がある。
	非常災害対策計画	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（省令）等の定めにより、全施設において作成されている。
	避難確保計画	・「水防法」の定めにより、 <u>浸水想定区域に所在する施設</u> において作成されている。
今後作成が必要	安全計画	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（省令）等の改正により、令和5年4月までに施設において作成する必要がある（義務）。
	業務継続計画	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（省令）及び「認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準」（省令）等の改正により、令和5年4月までに施設（地域型保育事業所を除く）において作成するよう努めるものとする（努力義務）。

※ 根拠法等や義務・努力義務の別については、施設種別により差異があります。

詳細については、表2（p.4,5）をご確認ください。

各マニュアル・計画で定めるべき項目については、重複しているものがあります。項目をまとめたものが、表3（p.6～7）です。

1-2 防災マニュアル作成の手順

防災マニュアルの作成にあたっては、表1の各マニュアル・計画の作成の状況によって、より負担なく作業を行っていただく手順が変わってきます。

ここでは、「表3 防災マニュアルチェックシート」を参考に、すでに作成されている「非常災害対策計画」（施設により避難確保計画を含む。以下この項において同じ。）の項目をベースとして、ガイドラインの項目と比較し、「非常災害対策計画」にない項目について新たに書面を作成し、追加していただくことで、これらのマニュアル・計画において規定すべき内容を網羅した計画を作成いただくという手順を紹介します。

（1） 自施設の「非常災害対策計画」の内容を確認する

表3では、各項目がどのマニュアル・計画に含まれる（含まれるべき）かを記載しています。○印が入っている項目は、そのマニュアル・計画に規定する必要があります。

まずは、自施設で作成されている「非常災害対策計画」の項目と、表3の「非常災害対策計画」の欄の項目を突合し、自施設の「非常災害対策計画」が○印の入っている項目を全て満たしていることを確認してください。

また、自施設の「非常災害対策計画」に、○印の入っていない項目を独自で加えている場合には、該当する項目にチェックを入れる等して、どの項目についてすでに規定しているかがわかるようにしてください。

なお、万一「非常災害対策計画」を作成していない場合は、この手引き及び表2-2（p.4）等を参考に、この機会に必ず作成してください。

（2） 追加で規定すべき項目を確認する

1-2（1）の作業により○印の入っていない項目で、「大阪市ガイドライン」の欄に○印が入っている項目については、書面を作成する必要があります。

作成にあたり、参考となるページについて記載していますので、ご参照ください。

これらの作業により、「非常災害対策計画」及び「防災マニュアル」を作成したことになります。

【「安全計画」と「業務継続計画」について】

令和4年11月の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の改正により、施設においては、令和5年4月までに「安全計画」を作成することが義務化、「業務継続計画」を作成することが努力義務化（地域型保育事業所を除く）されます。

今回の作業において、「安全計画」の欄及び「業務継続計画」の欄に○印が入っている項目についても書面を作成することで、これらの計画（自然災害の部分）についても作成したことになります。

表2 根拠法令等及び義務・努力義務について

表2-1 防災マニュアル

施設種別		根拠法令等及び義務・努力義務の別	
保育所		保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号） 第3章 健康及び安全 4 災害への備え （2）災害発生時の対応体制及び避難への備え ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。	義務
		大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン（令和4年12月） 11. 保育所等における防災マニュアルの作成について 本ガイドラインは、災害時の基本的な対応を示すものである。災害時にどのような危険があり、どのよう に行動するかは施設の状況や周辺の環境等によって異なるため、保育所等においては、それぞれの状況 に応じて、より詳細かつ具体的な対応と各職員の役割等を定めた防災マニュアルを作成し、職員間で共 有しておくこと。	義務
認定 こども園	保育所型		
	幼保連携型		
	幼稚園型		
地域型保育事業所			

表2-2 非常災害対策計画

施設種別		根拠法令等及び義務・努力義務の別	
保育所		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） （児童福祉施設と非常災害） 第6条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第9条の4及び第 10条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第10条第2項において同じ。）にお いては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常 災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	義務
	認定 こども園	児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について （平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省通知）	
	幼稚園型	学校保健安全法（昭和33年法律第56号） （危険等発生時対処要領の作成等） 第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等 発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項 において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。	義務
地域型保育事業所		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号） （家庭的保育事業者等と非常災害） 第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設 備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよ うに努めなければならない。	義務

表2-3 避難確保計画

施設種別		根拠法令等及び義務・努力義務の別	
保育所		水防法（昭和24年法律第193号） （要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等） 第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者 利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措 置に関する計画を作成しなければならない。	義務 ※浸水 想定区 域に所 在する 施設
	認定 こども園		
	幼稚園型		
地域型保育事業所			

表 2 - 4 安全計画

施設種別		根拠法令等及び義務・努力義務の別	
認定 こども園	保育所型	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） ※令和5年4月1日改正施行 （安全計画の策定等） 第6条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	義務
	幼保連携型	<p>学校保健安全法（昭和33年法律第56号） （学校安全計画の策定等） 第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p>	義務
	幼稚園型		
地域型保育事業所		<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号） ※令和5年4月1日改正施行 （安全計画の策定等） 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項について計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	義務

表 2 - 5 業務継続計画

施設種別		根拠法令等及び義務・努力義務の別	
認定 こども園	保育所型	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） ※令和5年4月1日改正施行 （業務継続計画の策定等） 第9条の3 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	努力義務
	幼保連携型	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号） ※令和5年4月1日改正施行 （令和5年1月現在、条文未確定）</p>	努力義務
	幼稚園型	<p>（幼稚園（学校に準ずる）については、業務継続計画の策定を義務付ける法令等はないが、幼稚園型認定こども園においては、保育を必要とする児童も入所しており、当該児童の応急保育等について対応していただく必要がある。）</p>	—
地域型保育事業所		<p>（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（令和5年4月1日改正施行）において、業務継続計画の策定は努力義務とされていないが、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施することについては努力義務とされた。）</p>	—

表3 防災マニュアルチェックシート

1 大阪市ガイドライン 2 非常災害対策計画 3 避難確保計画
4 安全計画(自然災害の部分) 5 業務継続計画【BCP】(自然災害の部分)

【参考資料記載ページ ↓】

項目	保育所 保育指 針など	1	2	3	4	5	本編2	本編2 その他参 考資料	資料編	備考
----	-------------------	---	---	---	---	---	-----	--------------------	-----	----

1【目的・位置づけ・主管部門】

目的			○	○		○	13.21.48	—		
計画の位置づけ						○	13	—		
計画の目標（目的と合わせての記載も可）						○	14	—		
BCPの主管部門						○	14	—		

2【施設立地条件】

施設の立地条件	○		○		○	○	16.21	69	5	
想定するリスク					○					

3【情報収集】

災害に関する情報の入手方法			○	○		○	16.22.54	88～89	3	大阪市防災アプリ、国土交通省「河の防災情報」ホームページについて、本編2 P88～89のQRコードにて確認
非常時に優先的に実施する業務						○	16.58	—	—	

4【災害時の連絡先及び通信手段の確認】

災害時の連絡先及び通信手段の確認	○		○		○		32	—	2.37	
職員の防災連絡体制及び緊急連絡網	○		○		○	○	15.32	66	1.37	
関係先の緊急一覧表			○				32	—	37	
大阪市への報告「大阪市政オンラインシステム」		○	○				—	89	2.29	大阪市ホームページにて確認 本編2 P89のQRコードにて確認
利用児童と保護者との緊急連絡先一覧			○				—	—	3～4	自施設で作成

5【各災害時における避難を開始する時期、判断基準、避難誘導】

各災害時における避難を開始する時期、判断基準、避難誘導		○	○	○		○	18.23	78	9～26	
各災害時における臨時休園の判断基準		○					8～11	—	—	
災害を起因とする計画運休の場合の臨時休園の判断基準		○					9	—	—	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、最新の情報に注意しながら保育を継続
その他の臨時休園の判断基準		○					10	—	—	
保育再開の基準		○					11	—	28～30	
地震・火災・津波等について		○	○			○	23～29	—	15～23	
地震発災時の時間経過別の対応		○				○	18.59.60	78	9.15～16	
地震発災時の地域二～ズへの対応						○	18	—	—	
洪水・高潮・内水氾濫・津波		○	○	○		○	18	23～29	10～14 18～21	令和4年2月から避難確保計画の河川に旧淀川流域等を追加
風水害発災時の時間経過別の対応		○				○	18.61	78	10～14	
風水害発災時の地域二～ズへの対応						○	19	—	—	

1 大阪市ガイドライン 2 非常災害対策計画 3 避難確保計画
4 安全計画(自然災害の部分) 5 事業継続計画[BCP](自然災害の部分)

【参考資料記載ページ ↓】

項目	保育所 保育指 針など	1	2	3	4	5	本編 2	本編 2 その他参 考資料	資料編	備考
----	-------------------	---	---	---	---	---	------	---------------------	-----	----

6 【避難場所等】

避難場所		○	○			○	17.29.52.53	72	7	
避難経路		○	○			○	17.33	72		
避難方法		○	○			○	17.30	—		

7 【避難訓練の実施】

地域特性に応じた様々な災害を想定した避難訓練の実施及び計画	○	○				○	31	70.71	5~6	
-------------------------------	---	---	--	--	--	---	----	-------	-----	--

8 【災害時の人員体制、指揮系統】

職員の役割分担	○					○	14.30	64~67	1.2.37	
災害時の人員体制、指揮系統	○	○	○	○	○	○	14.30.34			
職員の安否確認						○	15			
人員確保						○	15.34			
災害時の応急保育に対応		○				○	18.59~61	—	28~30	

9 【関係機関との連携】

関係機関との連絡体制	○		○			○	16.23.30.32	—	2.37	
地域との連携	○					○	14	69	4	

10 【避難の確保を図るための設備・資機材等の整備】

避難の確保を図るための設備・資機材等の整備	○			○	○		30~31	73	7	
-----------------------	---	--	--	---	---	--	-------	----	---	--

11 【防災教育】

防災教育の実施及び児童への安全指導に関する計画	○		○	○	○		31	70.71	5.6	
-------------------------	---	--	---	---	---	--	----	-------	-----	--

12 【自営水防組織の業務に関する事項】

自営水防組織の業務に関する事項				○			31	—	—	自営防衛組織を設置している場合のみ記載
-----------------	--	--	--	---	--	--	----	---	---	---------------------

13 【備蓄物資・非常持ち出し品等】

備蓄物資		○				○	17	77.85.86	8.38~39	
非常用持ち出し品・重要書類						○		76	8.41	
ライフラインの対応策						○		84	37	

14 【保護者との連携】

保護者との連携、説明・共有	○	○				○	15	79~82	3~4	
児童の引き渡しについて	○	○				○		83	4.27	

15 【職員研修等】

災害に対する研修・講習の実施及び計画の作成	○					○	—	87	—	
計画の検証			○	○	○	○	12.19	—	—	
全職員での共有	○	○	○	○	○	○	12	—	—	
マニュアルによる可視化	○		○	○	○	○	2~3.12	—	—	